

# 訪問看護(介護予防訪問看護)重要事項説明書

様

---

医療法人 聖 仁 会  
訪問看護ステーションさくら

# 訪問看護(介護予防訪問看護)重要事項説明書

< 年 月 日現在 >

## 1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	医療法人 聖 仁 会
代表者役職・氏名	理事長 西村 直久
法人の所在地	埼玉県さいたま市桜区上大久保884番地
電話番号	048-854-1111
法人設立年月日	昭和 56年 7月 20日

## 2. サービスを提供する事業所の概要

### (1) 事業所の名称等

事業所名称	医療法人聖仁会訪問看護ステーションさくら
介護保険指定番号	1160190074
事業所所在地	埼玉県さいたま市桜区上大久保830番地1 西部在宅ケアセンター1F
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
電話番号	048-840-3630
通常の事業の実施区域	さいたま市

### (2) 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日(12月30日から1月3日及び祝祭日除く)	
営業時間	月曜日～金曜日 9時～17時	土曜日 9時～12時

## 3. 事業の目的

要介護状態(介護予防訪問看護にあつては要支援状態)であり、主治の医師が必要と認めた高齢者に対し、適切な訪問看護(介護予防訪問看護)を提供する。

## 4. 事業の運営の方針

事業の実施に当たっては、利用者である要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

## 5. 事業所の職員体制

職 種	職務内容	勤務形態・人数
管理者	① 主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護(介護予防訪問看護)が行われるよう必要な管理を行います。 ② 訪問看護計画(介護予防訪問看護計画)及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護報告書)の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 ③ 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1名
訪問看護員	① 訪問看護計画に基づき、訪問看護(介護予防訪問看護)のサービスを提供します。	常 勤 名 非常勤 名
事務職員	① 介護給付費等の請求事務及び必要な事務を行います。	常 勤 名

## 6. サービスの内容

### (1) 訪問看護計画の作成

主治の医師の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画(介護予防訪問看護計画)を作成します。

### (2) 訪問看護の提供

- ① 病状・傷害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排せつ等日常生活の保持
- ④ 褥創の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ 口腔ケア指導
- ⑪ その他医師の指示による医療処置

## 7. 利用料金 訪問看護費

### 【介護給付】1割負担

地域加算3級地 11.05円

サービス内容	単位数	利用回数		
		1回	4回/月	8回/月
訪問看護費 20分未満	314単位	347円	1,388円	2,776円
訪問看護費 30分未満	471単位	521円	2,084円	4,168円
訪問看護費 30分以上1時間未満	823単位	910円	3,640円	7,280円
訪問看護費 1時間以上1時間30分未満	1,128単位	1,247円	4,988円	9,976円
サービス加算内容	単位数	加算額/月・回		
初回加算（Ⅰ）	350単位	387円		
初回加算（Ⅱ）	300単位	332円		
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600単位	663円		
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	574単位	635円		
特別管理加算（Ⅰ）	500単位	553円		
特別管理加算（Ⅱ）	250単位	277円		
ターミナルケア加算	2,500単位	2,763円		
看護体制強化加算（Ⅰ）	550単位	608円		
複数名訪問加算（Ⅰ）複数看護師等 2名体制30分未満	254単位	281円		
複数名訪問加算（Ⅰ）複数看護師等 2名体制30分以上	402単位	445円		
複数名訪問加算（Ⅱ）看護師等が補助者と 2名体制30分未満	201単位	223円		
複数名訪問加算（Ⅱ）看護師等が補助者と 2名体制30分以上	317単位	351円		
サービス提供体制加算	6単位	7円		
口腔連携強化加算	50単位	56円		

※夜間・早朝の訪問は、基本料金の25%を加算します。

※深夜の訪問は、基本料金の50%を加算します。

※介護保険適用の場合でも、介護保険料滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、いったん介護保険適用外の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の介護保険担当窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

## 8. 交通費

- ① 通常の事業の実施区域内の方は無料
- ② 通常の事業の実施区域外の方は150円

## 7. 利用料金 訪問看護費

【介護給付】2割負担

地域加算3級地 11.05円

サービス内容	単位数	利用回数		
		1回	4回/月	8回/月
訪問看護費 20分未満	314 単位	694 円	2,776 円	5,552 円
訪問看護費 30分未満	471 単位	1,041 円	4,164 円	8,328 円
訪問看護費 30分以上1時間未満	823 単位	1,819 円	7,276 円	14,552 円
訪問看護費 1時間以上1時間30分未満	1,128 単位	2,493 円	9,972 円	19,944 円
サービス加算内容	単位数	加算額/月・回		
初回加算（Ⅰ）	350 単位	774 円		
初回加算（Ⅱ）	300 単位	663 円		
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600 単位	1,326 円		
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	574 単位	1,269 円		
特別管理加算（Ⅰ）	500 単位	1,105 円		
特別管理加算（Ⅱ）	250 単位	553 円		
ターミナルケア加算	2,500 単位	5,525 円		
看護体制強化加算（Ⅰ）	550 単位	1,216 円		
複数名訪問加算（Ⅰ）複数 の看護師等2名体制 30分未満	254 単位	562 円		
複数名訪問加算（Ⅰ）複数 の看護師等2名体制 30分以上	402 単位	889 円		
複数名訪問加算（Ⅱ） 看護師等が補助者と 2名体制30分未満	201 単位	445 円		
複数名訪問加算（Ⅱ） 看護師等が補助者と 2名体制30分以上	317 単位	351 円		
サービス提供体制加算	6 単位	14 円		
口腔連携強化加算	50 単位	110 円		

※夜間・早朝の訪問は、基本料金に25%を加算します。

※深夜の訪問は、基本料金に50%を加算します。

※介護保険適用の場合でも、介護保険料滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、いったん介護保険適用外の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の介護保険担当窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

## 8. 交通費

- ① 通常の事業の実施区域内の方は無料
- ② 通常の事業の実施区域外の方は150円

## 7. 利用料金 訪問看護費

【介護給付】3割負担

地域加算3級地 11.05円

サービス内容	単位数	利用回数		
		1回	4回/月	8回/月
訪問看護費 20分未満	314単位	1,041円	4,164円	8,328円
訪問看護費 30分未満	471単位	1,562円	6,248円	12,496円
訪問看護費 30分以上1時間未満	823単位	2,729円	10,916円	21,832円
訪問看護費 1時間以上1時間30分未満	1,128単位	3,740円	14,960円	29,920円
サービス加算内容	単位数	加算額/月・回		
初回加算（Ⅰ）	350単位	1,161円		
初回加算（Ⅱ）	300単位	995円		
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600単位	1,989円		
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	574単位	1,903円		
特別管理加算（Ⅰ）	500単位	1,658円		
特別管理加算（Ⅱ）	250単位	829円		
ターミナルケア加算	2,500単位	8,288円		
看護体制強化加算（Ⅰ）	550単位	1,824円		
複数名訪問加算（Ⅰ）複数の看護師等 2名体制30分未満	254単位	842円		
複数名訪問加算（Ⅰ）複数の看護師等 2名体制30分以上	402単位	1,333円		
複数名訪問加算（Ⅱ）看護師等が補助者と 2名体制30分未満	201単位	667円		
複数名訪問加算（Ⅱ）看護師等が補助者と 2名体制30分以上	317単位	1,051円		
サービス提供体制加算	6単位	20円		
口腔連携強化加算	50単位	166円		

※夜間・早朝の訪問は、基本料金に25%を加算します。

※深夜の訪問は、基本料金に50%を加算します。

※介護保険適用の場合でも、介護保険料滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、いったん介護保険適用外の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後口市町村の介護保険担当窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

## 8. 交通費

- ① 通常の事業の実施区域内の方は無料
- ② 通常の事業の実施区域外の方は150円

## 9. キャンセル規程

利用者様の都合によりキャンセルした場合は、下記のキャンセル料をいただきます。

ご利用日の前日 17 時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前日 17 時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の 30%

※利用者様の病状の急変、急な入院などやむを得ない場合はキャンセル料はかかりません。

## 10. 料金のお支払い方法

毎月、10 日までに前月分の請求書を発行致します。支払は毎月 15 日に郵便局の口座から自動引落致します。引落確認後領収書を発行致します。

## 11. 当事業所が提供するサービス等についての相談窓口

連絡先電話番号	048-840-3630
相談担当者	管理者 古橋美佐子
受付時間	平日 9時～17時
	土曜日 9時～12時

## 12. 緊急時及び事故発生時の対応方法

(1) サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者等へ連絡連絡をとる等の必要な措置を講じます。

(2) サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行い、状況及び事故に際してとった処置を記録する。

(3) 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

主治医	施設名称		医師氏名	
	連絡先			
ご家族	氏名			
	連絡先			
居宅介護支援事業所	施設名称			
	連絡先			
市町村	名称	さいたま市介護保険課	区高齢介護課	
	連絡先	048-829-1264	048-	
保険会社名及び保険名				

13. 第三者による評価の実施状況等

第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
	結果の開示	1 あり 2 なし	
	2 なし		

14. 個人情報保護・相談・要望・苦情窓口

①訪問看護(介護予防訪問看護)に関する、個人情報保護・相談・要望・苦情等は、管理者までお申し出ください。

電話 048-840-3630 (12月30日～1月3日及び祝祭日を除く)

②その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

さいたま市介護保険課

電話 048-829-1264

さいたま市桜区高齢介護課

電話 048-856-6177

さいたま市中央区高齢介護課

電話 048-840-6067

さいたま市西区高齢介護課

電話 048-620-2667

埼玉県国民健康保険団体連合会

電話 048-824-2568 (苦情相談専用)

15. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 古橋 美佐子
-------------	------------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業員に対する虐待防止のための研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。



年 月 日

訪問看護(介護予防訪問看護)の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者住所 埼玉県さいたま市桜区大字上大久保884番地

事業者名称 医療法人 聖 仁 会

代表者職氏名 理事長 西 村 直 久

指 定 番 号 1 1 6 0 1 9 0 0 7 4

事業所住所 埼玉県さいたま市桜区大字上大久保830番地1  
西部在宅ケアセンター1F

事業所名称 医療法人聖仁会訪問看護ステーションさくら

説明者氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護(介護予防訪問看護)についての重要事項の説明を受け同意しました。

年 月 日

利用者住所

利用者氏名

代理人(家族の代表)住所

代理人(家族の代表)氏名